

○朝日町行政視察に伴う宿泊助成に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、朝日町の行政視察を行う視察者（以下「視察者」という。）に対して、朝日町内に宿泊する場合に、その宿泊に要する費用の一部を助成（以下「宿泊助成」という。）する際の手続き等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(宿泊助成)

第2条 町長は、前条の宿泊助成を行う視察者1人につき、朝日町行政視察に伴う宿泊助成券（以下「宿泊助成券」という。様式第1号）2,000円分1枚を視察者に対して交付するものとする。

(宿泊助成券の使用)

第3条 視察者は、朝日町内の宿泊施設（以下「宿泊施設」という。）に宿泊しようとする場合は、宿泊助成券を次の各号に掲げる宿泊施設において、宿泊料金の支払いに1回使用できるものとする。

- (1) 小川温泉元湯ホテルおがわ
- (2) 城山荘
- (3) ドライブインきんかい
- (4) 宮崎鉱泉別館
- (5) 民宿 旬
- (6) 民宿 岬
- (7) 料理旅館 あげぼの
- (8) 料理旅館 有磯
- (9) 料理旅館 紋左

(宿泊助成券の取扱い)

第4条 視察者は、宿泊助成券を破損若しくは汚損した場合は、町長へ引換えを申し出、この再交付を受けることができる。

- 2 宿泊助成券は、交換、譲渡及び売買をしてはならない。
- 3 宿泊助成券は、現金との引換えをしてはならない。
- 4 宿泊助成券に町長印が無い場合は、これを無効とする。
- 5 町長は、宿泊助成券の盗難、紛失又は棄損に対し、その責を負わないものとする。
- 6 宿泊助成券の使用できる期限は、宿泊助成券に記載された日とする。

(宿泊施設における取扱い)

第5条 宿泊施設は、宿泊助成券と現金との併用により残金が生じた場合、現金によりその残金を視察者に支払うものとする。

- 2 宿泊施設は、次の各号の場合は、宿泊助成券の使用を拒否するものとする。
 - (1) 前条第6項に定める期限後に宿泊助成券を使用しようとした場合
 - (2) 本人確認を求めた場合において、これを拒否し、又は視察者ではないことが明らかである場合
 - (3) 宿泊助成券が破損若しくは汚損され、その使用又は判別ができない場合

(宿泊助成額の支払い等)

第6条 宿泊施設は、宿泊施設は、宿泊施設利用助成金請求書（様式第2号）に宿泊助成券を添えて、当該月分を翌月の末までに町長に請求するものとする。

2 町長は、前項の請求を受けた後、その実績に応じて宿泊施設に対し、宿泊助成額を支払うものとする。

（宿泊助成額の視察者への請求）

第7条 町長は、視察者以外の者が宿泊助成券を使用したことが判明した場合は、その視察者に対し、宿泊助成額である2,000円を視察者に請求することとする。

2 視察者は、前項に該当した場合、町長からの通知に基づき、宿泊助成額である2,000円を町長へ支払わなくてはならない。

（委任）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から改正する。

朝日町行政視察に伴う
宿 泊 助 成 券
（2, 000円）

宿泊者氏名		行政視察団体名	
宿泊日	年 月 日	宿泊施設名	

朝日町行政視察に伴う宿泊助成に関する要綱第2条の規定に基づき、本宿泊助成券（以下「券」という。）を交付する。

年 月 日

富山県朝日町長 笹原靖直 印

●使用上の注意事項

- 1 この券は、次の朝日町内の宿泊施設での宿泊料金の支払いにおいて、2,000円分として、1回使用できます。

- | | |
|----------------|-------------|
| ● 小川温泉元湯ホテルおがわ | ● 民宿 岬 |
| ● 城山荘 | ● 料理旅館 あけぼの |
| ● ドライブインきんかい | ● 料理旅館 有磯 |
| ● 宮崎鉱泉別館 | ● 料理旅館 紋左 |
| ● 民宿 旬 | |

- 2 この券は、折り曲げてもよいですが、破いたり、汚したりしないでください。破いたり、汚したりした場合は、使用できなくなる場合がありますので、下記担当部署に申し出て、引換により再交付を受けてください。
- 3 この券は、交換、譲渡及び売買はできません。
- 4 この券は、現金との引換はできません。
- 5 この券は、現金との併用により、現金分の釣銭が支払われます。
- 6 この券に町長印が無い場合は、無効とします。
- 7 この券の盗難、紛失又は棄損に対し、発行者はその責を負いません。
- 8 この券は、上記宿泊日以外の使用はできません。

◎宿泊施設印欄

発行：朝日町（担当部署 ）
〒939-0793 富山県下新川郡朝日町道下1133番地
（電話番号）0765-83-1100

朝日町長 笹原靖直 殿

住所 _____
宿泊施設 名称 _____
代表者氏名 _____ 印

宿泊施設利用助成金請求書

金 _____ 円

(宿泊施設利用助成券 2,000円× _____ 枚)

上記の金額を、宿泊施設利用助成金請求書分として請求します。

●振込先記入欄

振込先口座	金融機関名	口座名義 (カタカナでご記入ください)	口座番号
		銀行 農協 信金 ----- 本店 支店	

●特記事項

- 1 請求書には、使用された宿泊助成券を添付してください。
- 2 当該月分を翌月の末までに請求してください。